



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*21 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1
- \*22 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 ( " )..... 13

## 規 則

### 和歌山県規則第21号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の5」を「第36条の2」に、「第4款 削除」を「第4款 農林水産振興部（第44条－第49条）」に、

「 第33節及び第34節 削除 (県土整備部) 」を 「 第33節 削除 (県土整備部) 第34節 土砂災害啓発センター（第195条－第197条） 」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条の表総務部の部総務管理局の款中「総務学事課」を「総務課」に改め、同課総務学事課の項中「総務・文教班」を「総務班」に改め、同課税務課の項中「軽油調査班」を削り、同課管財課の項中「管理班 財産班」を「財産活用班 管理班」に改め、同表企画部の部企画政策局の款企画総務課の項中「計画班」を「計画第一班 計画第二班」に改め、同課中

「 

|       |               |
|-------|---------------|
| 文化国際課 | 文化振興班 国際班 旅券班 |
|-------|---------------|

 を

「 

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 文化学術課 | 文化企画班 文化推進班 学術振興班 |
| 国際課   | 国際企画班 国際交流班 旅券班   |

 に改める。

第6条の表企画部の部地域振興局の款過疎対策課の項中「政策班 振興推進班 交流推進班」を「振興班 移住推進班」に改め、同課総合交通政策課の項中「企画振興班」を「企画班」に改め、同表環境生活部の部環境政策局の款環境生活総務課の項中「総務企画班 温暖化対策推進班」を「総務企画班」に、同部県民局の款県民生活課の項中「消費生活班」を「消費生活班 県民運動班」に改め、同表福祉保健部の部福祉保健政策局の款福祉保健総務課の項中「社会福祉班 保護・援護班」を「社会福祉・援護班 保護班」に改め、同表県土整備部の部港湾空港局の款中「港湾空港課」を「港湾空港振興課」に改め、同課港湾空港課の項中「企画調整班」を「調整班 振興企画班」に改める。

第7条第1項の表総務企画課の項及び総合交通政策課の項を削り、同表県民生活課の項中「NPO・県民活動推進室」を「県民活動団体室」に改め、同表商工観光労働総務課の項中「償還指導室」を「償還指導室 PFI 推進室」に改め、同表企業立地課の項中「福祉産業立地室」を「サービス産業立地室」に改め、同条第2項の表競技式典課の項を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第9条第2項の表総務部の部総務管理局の款中「総務学事課」を「総務課」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第10条第2項「総務学事課」を「総務課」に改める。

第14条の2から第14条の6までを削る。

第15条総務学事課の項中「総務学事課」を「総務課」に改め、「公益法人制度」及び「並びに私立学校の健全な発展を支援すること」を削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号及び第9号を削り、同項第10号を同項第7号とし、同項第11号を同項第8号とし、同項第12号を同項第9号とし、同項第13号を削り、同項第14号を同項第10号とし、同項第15号を同項第11号とし、同項第16号を削り、同項第17号を同項第12号とし、同項第18号を同項第13号とし、同条行政改革課の項第7号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）の施行に関すること。

(8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に関すること。

第15条人事課の項第11号中「及び子ども手当」を削り、同項第14号中「財団法人和歌山県職員互助会」を「一般財団法人和歌山県職員互助会」に改め、同条市町村課の項第4号中「広域市町村圏」を「市町村の広域行政」に改める。

第17条企画総務課の項第9号を削り、同項第10号中「財団法人和歌山社会経済研究所」を「一般財団法人和歌山社会経済研究所」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条文化国際課の項を次のように改める。

#### 文化学術課

文化学術課は、文化及び学術の振興並びに私立学校の健全な発展を支援することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 文化振興政策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 県民の文化活動の環境整備及び活動支援に関すること。
- (3) 県民の文化鑑賞・体験機会の創出に関すること。
- (4) 伝統的文化の保存、継承及び振興に関すること。
- (5) 文化施設の整備及び活用に関すること。
- (6) 国際文化交流の振興に関すること。
- (7) 文化に係る表彰に関すること。
- (8) 和歌山県民文化会館の設置及び運営に関すること。
- (9) 私立学校法（昭和24年法律第270号）の施行に関すること。
- (10) 大学等高等教育機関に関すること。
- (11) 和歌山県立文書館の設置及び運営に関すること。
- (12) その他任務の達成に必要なこと。

第17条文化学術課の項の次に次の1項を加える。

#### 国際課

国際課は、国際交流の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 国際政策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 外国地方政府との交渉及び協力に関すること。
- (3) 国際機関及び国際会議への参加及び協力に関すること。

- (4) 地方政府間の国際約束の締結及び実施に関すること。
- (5) 国際情勢に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (6) 海外県人の安全及び利益の保護及び増進に関すること。
- (7) 県民の国際交流活動の環境の整備及び支援に関すること。
- (8) 県民の国際協力活動の環境の整備及び支援に関すること。
- (9) 本県に在留する外国人の安全の確保、人権の保護及び利便性の向上に関すること。
- (10) 外国における和歌山県の紹介及び県民に対する海外諸国の紹介に関すること。
- (11) 外国人に対する日本語教育に関すること。
- (12) 和歌山県国際交流センターの設置及び運営に関すること。
- (13) 旅券法（昭和26年法律第267号）の施行に関すること。
- (14) 海外移住に関すること。
- (15) その他任務の達成に必要なこと。

第17条情報政策課の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条過疎対策課の項第5号中「わかやま田舎暮らし支援」を「移住推進」に改め、同条総合交通政策課の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とする。

第18条第1項中「第11号及び第12号」を「第10号及び第11号」に改め、同条第2項を削る。

第19条環境生活総務課の項第9号から第15号までを削り、同項第16号を同項第9号とし、同項第17号から第30号までを7号ずつ繰り上げ、同項第23号の次に次の1号を加える。

- (24) 生物多様性和歌山戦略に関すること。

第19条環境生活総務課の項第31号を同項第25号とし、同条循環型社会推進課の項第1号中「（自動車リサイクル法に関するものに限る。）」を削り、同項第11号を同項第17号とし、同項第4号から第10号までを6号ずつ繰り下げ、同項第3号を同項第6号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (7) 資源有効利用促進法（平成3年法律第48号）の施行に関すること。
- (8) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の施行に関すること。
- (9) 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）の施行に関すること。

第19条循環型社会推進課の項第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の施行に関すること。
- (4) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の施行に関すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関すること（再資源化に関することに限る。）。

第19条県民生活課の項中「擁護」の次に「、県民運動の推進」を加え、「NPOとの協働推進」を「公益法人、NPO法人その他社会貢献活動を行う団体の健全な発展の促進」に改め、同項第20号を同項第26号とし、同項第19号を同項第22号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (23) 公益信託に係る事務の総括に関すること。
- (24) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の施行に関すること。
- (25) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に関すること。

第19条県民生活課の項第18号を同項第21号とし、同項第17号を同項第20号とし、同項第16号を同項第19号とし、同項第15号を同項第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (17) 県民運動に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (18) ふるさと誕生日に関すること。

第19条県民生活課の項第14号中「安全・安心まちづくり条例」を「和歌山県安全・安心まちづくり条例」に改め、同号を同項第15号とし、同項第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に関すること。

第20条第1項中「第20号から第30号」を「第13号から第24号」に改め、同条第2項中「第1号、」を削り、「第3号、第8号及び第9号」を「第5号、第6号、第14号及び第15号」に改め、同条第3項中「N P O・県民活動推進室」を「県民活動団体室」に、「第16号から第19号」を「第19号から第25号」に改める。

第21条長寿社会課の項第5号中「及び社会福祉事業従事者の確保」を削り、同条障害福祉課の項第8号中「障害者等」を「障害者及び障害児」に改め、同条医務課の項第17号中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加え、同条健康推進課の項第17号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同条薬務課の項第13号中「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人わかやま移植医療推進協会」に改める。

第23条商工観光労働総務課の項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 民間資金等活用事業に関すること。

第23条商工振興課の項第15号を削り、同項第16号を同項第15号とし、同項第17号を同項第16号とする。

第24条第2項中「福祉産業立地室」を「サービス産業立地室」に、「福祉産業」を「情報サービス関連産業を除くサービス産業」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 P F I 推進室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第9号に掲げる事務を所掌する。

第25条果樹園芸課の項第29号を同項第30号とし、同項第26号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同項第25号中「農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）」を「環境保全型農業直接支払制度」に改め、同号を同項第26号とし、同項第4号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）の施行に関すること。

第25条畜産課の項第4号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に改め、同条経営支援課の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条森林整備課の項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同条資源管理課の項第1号中「及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）」を「水産資源保護法（昭和26年法律第313号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）」に改める。

第26条第2項中「第13号から第27号」を「第14号から第28号」に改め、「（和歌山県農業大学校に関することを除く。）」を削る。

第27条砂防課の項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 和歌山県土砂災害啓発センターに関すること。

第27条建築住宅課の項第24号を同項第25号とし、同項第23号を同項第24号とし、同項第22号の次に次の1号を加える。

(23) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関すること。

第27条港湾空港課の項各号列記以外の部分中「港湾空港課」を「港湾空港振興課」に改め、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「港湾空港課」を「他の課」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 港湾の利用促進に関すること。

(8) 南紀白浜空港の利用促進に関すること。

第32条第2項中「所管区域は」を「海草振興局及び有田振興局の所管区域は」に改め、同項の表海草振興局の項中「海南市」を「和歌山市 海南市」に改め、同表西牟婁振興局の項を削り、同条第3項中

「（近畿自動車道紀勢線の建設に関するものを除く。）」を削る。

第33条第1項及び第2項中

「健康福祉部」を「健康福祉部  
農林水産振興部」に改める。

第35条第1項中

「企画産業課  
農業振興課  
林務課  
農地課（東牟婁振興局を除く。）」  
を「企画産業課」に改める。

第36条第1項第7号中「財団法人和歌山県職員互助会支会」を「一般財団法人和歌山県職員互助会」に改め、同条第3項を削る。

第36条の2第1項第7号中「わかやま田舎暮らし支援」を「移住推進」に改め、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号中「優良県産品」を「県産品」に改め、「こと」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第14号とし、同項第16号から第26号までを削る。

第36条の3から第36条の5までを削る。

第41条に次の1号を加える。

(7) 生物多様性和歌山戦略に関すること。

第3章第1節第4款を次のように改める。

第4款 農林水産振興部

（農林水産振興部の任務）

第44条 農林水産振興部は、市町村、団体、担い手等と連携し、地域における農林水産業の振興を図ることを任務とする。

（課の設置）

第45条 農林水産振興部に、次の課を置く。

農業水産振興課

林務課

農地課（東牟婁振興局を除く。）

2 課に、別表第6に掲げるグループを置く。

（農業水産振興課の所掌事務）

第46条 農業水産振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 農林水産振興部の職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 部の予算の経理事務に関すること。
- (5) 農業経営基盤強化に関すること。
- (6) 経営構造対策に関すること。
- (7) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 農地中間管理事業に関すること。
- (9) 都市農村交流の促進に関すること。
- (10) 農地流動化及び遊休農地対策に関すること。
- (11) 農業委員会に関すること。
- (12) 農業及び畜産関係生産物及び施設の災害に関すること。

- (13) 農業協同組合、農業共済組合及びその他の農業関係団体に関する事。
- (14) 農業関係融資制度に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 農業振興地域の整備に関する事。
- (16) 農村地域工業導入促進に関する事。
- (17) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する事。
- (18) 農畜水産物の卸売市場の指導及び流通に関する事。
- (19) 植物防疫並びに土壌、農薬及び肥料対策に関する事。
- (20) 農林水産業に係る鳥獣被害の防止及び狩猟に関する事。
- (21) 食育と地産地消の推進実践に関する事。
- (22) ふるさと認証食品に関する事。
- (23) 県産品の調査及び発掘並びにブランド化の推進に関する事（農畜水産物及び加工食品に限る。）。
- (24) 農業改良助長法第12条第2項の事務に関する事。
- (25) 普及指導計画の策定に関する事。
- (26) 青年等の就農促進に関する事。
- (27) 農業の担い手の確保及び育成に関する事。
- (28) 中山間地等の農業及び農村の活性化並びに地域振興計画に関する事。
- (29) 農業及び農家経営指導に関する事。
- (30) 農山漁村男女共同参画の推進指導に関する事。
- (31) 農業及び農山漁村のグループの育成に関する事。
- (32) 主要農作物、園芸特用作物及び畜産物に関する事。
- (33) 農業技術及び農村生活の改善並びに普及方法についての調査研究に関する事。
- (34) 農業機械化の促進に関する事。
- (35) 農業及び畜産関係の環境保全に関する事。
- (36) 6次産業化の推進に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (37) 環境保全型農業の推進指導に関する事。
- (38) バイオマスの利活用推進に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (39) 農業法人化の育成指導に関する事。
- (40) 水産物及び施設の災害に関する事。
- (41) 漁業協同組合及びその他の水産関係団体に関する事。
- (42) 水産関係融資制度に関する事。
- (43) 水産技術の改良普及及び経営指導に関する事。
- (44) 水産物の流通及び加工に関する事。
- (45) 漁場の環境保全、水産資源の保護及び漁業調整に関する事。
- (46) 沿岸漁業等の振興及び漁場の整備に関する事。
- (47) 漁船法の施行に関する事。
- (48) 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事。
- (49) 関係機関、団体等との相互連絡に関する事。
- (50) 他課の所管に属しない事。

2 前項に規定する事務に加え、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課においては、入札及び契約に関する事務を所掌する。

3 東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課においては、第1項に規定する事務のほか、第48条に規定する農地課の所掌事務及び小匠防災ため池に関する事務を所掌する。

(林務課の所掌事務)

第47条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林計画に関する事。
  - (2) 林業普及指導に関する事。
  - (3) 森林整備地域活動支援交付金に関する事。
  - (4) 森林組合の指導に関する事。
  - (5) 林業後継者及び林業労働者対策に関する事。
  - (6) 林業関係融資制度に関する事。
  - (7) 木材の生産、流通及び加工に関する事。
  - (8) 林道事業に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - (9) 森林の利活用に関する事。
  - (10) 治山事業に関する事。
  - (11) 造林（間伐及び種苗を含む。）に関する事。
  - (12) 緑化推進に関する事。
  - (13) 企業の森に関する事。
  - (14) 県有林に関する事。
  - (15) 森林保護に関する事。
  - (16) 森林保険に関する事。
  - (17) 保安林に関する事。
  - (18) 森林の開発行為に関する事。
  - (19) 山村等地域振興に関する事。
  - (20) 次世代林業基盤づくり交付金に関する事。
  - (21) 農山漁村活性化支援プロジェクト交付金に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - (22) 入会林野に関する事。
  - (23) 特用林産物の振興に関する事。
  - (24) 林業関係団体に関する事。
  - (25) 緑の雇用に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - (26) 紀の国森づくり基金に関する事。
  - (27) 森林ボランティアの育成に関する事。
  - (28) 低コスト林業の推進に関する事。
  - (29) ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業に関する事（森林・林業関係に関する事に限る。）。
  - (30) 都市のやすらぎ街なか緑化に関する事。
  - (31) 一般社団法人わかやま森林と緑の公社が行う分収造林、分収育林の事業に関する事。
- 2 那賀振興局農林水産振興部林務課においては、前項に規定する事務のほか、和歌山県植物公園緑花センターの整備に関する事務及び森林公園の整備に関する事務を所掌する。
- 3 西牟婁振興局農林水産振興部林務課においては、第1項に規定する事務のほか、森林公園の整備に関する事務を所掌する。
- （農地課の所掌事務）
- 第48条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 土地改良法手続に関する事。
  - (2) 土地改良区に関する事。
  - (3) 農用地等集団化事業に関する事。
  - (4) 農業関係融資制度に関する事（農業基盤整備資金に限る。）。
  - (5) 土地改良財産（県営農道施設を除く。）等に関する事。
  - (6) 農業農村整備事業（県営農道整備を除く。）に関する事。

- (7) 農地関係地すべり防止に関する事。
- (8) 農地関係海岸保全に関する事。
- (9) 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事。
- (10) 農業水利に係る調整に関する事。
- (11) 地籍調査に関する事。
- (12) 中山間地域等直接支払制度に関する事。
- (13) 中山間ふるさと・水と土保全対策に関する事。
- (14) 県単小規模土地改良事業の実施に関する事。
- (15) 多面的機能支払交付金に関する事。
- (16) 農林水産省所管の国有農地及び開拓財産に関する事。
- (17) 農地法の施行に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (18) 市民農園整備促進法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行に関する事。
- (19) 農事調停に関する事。
- 2 有田振興局農林水産振興部農地課においては、前項に規定する事務のほか、第60条第1号及び第2号に規定する事務を所掌する。

#### 第49条 削除

第51条の2第2項中「事務（）」の次に「伊都振興局建設部及び」を加える。

第52条に次の1項を加える。

- 2 東牟婁振興局串本建設部総務管理課においては、前項に規定する事務のほか、すさみ串本道路の建設に伴う地元町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

第55条第3項中「ほか、」の次に「新宮紀宝道路及び」を加え、「地元町」を「地元市町」に改める。

第56条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第63条第2項の表西牟婁振興局建設部の項を削り、同条第7項を削る。

第64条第2項第1号中「紀の川中流域下水道」を「紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道」に改め、同項第2号中「の処理場及びポンプ場の工事の設計、施工及び監督」を「及び紀の川中流流域下水道施設の管理」に改め、「（第56条第3項に規定する事務を除く。）」を削り、同項第3号中「、岩出市」を「及び岩出市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道施設の敷地等の占用及び使用に関する事。

第64条第7項を削る。

第70条第7号中「財団法人和歌山県奨学会」を「公益財団法人和歌山県奨学会」に改める。

第81条に次の1号を加える。

- (4) 和歌山県税規則第3条の2第1項の規定により和歌山県税事務所長から囑託を受けた軽油引取税に係る採取調査に関する事。

第3章第33節及び第34節を次のように改める。

#### 第33節 削除

第192条から第194条まで 削除

#### 第34節 土砂災害啓発センター

(設置)

第195条 土砂災害に対する調査、研究及び啓発を行うため、土砂災害啓発センターを置く。

(名称及び位置)

第196条 土砂災害啓発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置        |
|----------------|-----------|
| 和歌山県土砂災害啓発センター | 東牟婁郡那智勝浦町 |



(任務及び所掌事務)

第197条 土砂災害啓発センターは、土砂災害対策の調査研究を行い、啓発及び技術開発の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 土砂災害に係る資料の収集及び保存に関すること。
- (2) 土砂災害に係る調査研究に関すること。
- (3) 土砂災害についての知識の普及啓発に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

第210条の表中

|                               |   |       |
|-------------------------------|---|-------|
| 和歌山県公益認定等審議会                  | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務 | 総務学事課 |
| 和歌山県私立学校審議会                   | 私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務                             |       |
| 和歌山県情報公開審査会                   | 和歌山県情報公開条例第23条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務  |       |
| 和歌山県個人情報保護審議会                 | 和歌山県個人情報保護条例第47条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務  |       |
| 和歌山県情報公開制度審議会                 | 県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務  |       |
| 和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会 | 総務部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務   |       |

を

|                               |   |     |
|-------------------------------|---|-----|
| 和歌山県情報公開審査会                   | 和歌山県情報公開条例第23条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務                            | 総務課 |
| 和歌山県個人情報保護審議会                 | 和歌山県個人情報保護条例第47条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務                          |     |
| 和歌山県情報公開制度審議会                 | 県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務  |     |
| 和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会 | 総務部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務 |     |

に、

|             |  |       |
|-------------|--|-------|
| 和歌山県行政不服審査会 | 行政不服審査法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務 | 行政改革課 |
|-------------|--|-------|

|                        |                                    |       |
|------------------------|------------------------------------|-------|
| 和歌山県文化表彰選考委員会          | 和歌山県文化表彰の選考についての審議に関する事務           | 文化国際課 |
| 和歌山県名匠表彰選考委員会          | 和歌山県名匠表彰の選考についての審議に関する事務           |       |
| 和歌山県美術展覧会運営委員会         | 和歌山県美術展覧会の運営方針についての重要事項の調査審議に関する事務 |       |
| 和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会    | 和歌山県民文化会館の指定管理者の指定についての審査に関する事務    |       |
| 和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会 | 和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務 |       |
| 和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会 | 文化及びスポーツの振興の助成に係る事業の審査に関する事務       |       |

を

|                        |   |       |
|------------------------|---|-------|
| 和歌山県私立学校審議会            | 私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務 | 文化学術課 |
| 和歌山県文化表彰選考委員会          | 和歌山県文化表彰の選考についての審議に関する事務  |       |
| 和歌山県名匠表彰選考委員会          | 和歌山県名匠表彰の選考についての審議に関する事務  |       |
| 和歌山県美術展覧会運営委員会         | 和歌山県美術展覧会の運営方針についての重要事項の調査審議に関する事務  |       |
| 和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会    | 和歌山県民文化会館の指定管理者の指定についての審査に関する事務   |       |
| 和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会 | 文化及びスポーツの振興の助成に係る事業の審査に関する事務  |       |
| 和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会 | 和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務  | 国際課   |

に、

|             |  |       |
|-------------|--|-------|
| 和歌山県消費生活審議会 | 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者苦情についてのあっせん及び調停に関する事務 | 県民生活課 |
|-------------|--|-------|

|  |   |   |
|--|---|---|
| 和歌山県交通安全対策会議                                 | 交通安全対策基本法第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務 | を |
| 和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会 | 和歌山交通公園、和歌山県NPOサポートセンター、和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者の指定についての審査に関する事務            |   |

|  |   |         |    |
|--|---|---------|----|
| 和歌山県消費生活審議会                                  | 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者苦情についてのあっせん及び調停に関する事務  | 県民生活課   | に、 |
| 和歌山県交通安全対策会議                                 | 交通安全対策基本法第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務   |         |    |
| 和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会 | 和歌山交通公園、和歌山県NPOサポートセンター、和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者の指定についての審査に関する事務  |         |    |
| 和歌山県公益認定等審議会                                 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務 | 県民活動団体室 |    |

「不服の審査」を「審査請求」に、「並びにエイズ治療拠点病院並びに肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関の選定についての審査」を「エイズ治療拠点病院の選定についての審査、肝疾患診療連携拠点病院等の選定についての審査、感染症情報の解析及び評価並びに流行防止対策についての調査審議」に、「港湾空港課」を「港湾空港振興課」に改める。

第211条第1項の表部の部部長の項中「のうち総務部のうち危機管理局に属する職員を除く事務」を「に属する事務（危機管理局に属するものを除く。）」に改め、同表局の部局長の項中「空港対策室」を「総合交通政策課」に、「部長、会計管理者又は国体推進監」を「部長又は会計管理者」に改め、同条第3項の表本庁の部国体推進監の項を削り、同表企画部の部政策統括参事の項中「並びに関西国際空港に関する事務及び南紀白浜空港の利用促進」を「及び総合交通政策」に改め、同表総務企画課の部を削り、同表文化国際課の部中「文化国際課」を「国際課」に改める。

第213条第2項の表地域振興部の部農林水産業統括員の項を削る。

第220条第1項中「別表第5」の次に「、別表第6」を加える。

別表第2海草振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グループ」に改め、同部農業振興課の項、林務課の項及び農地課の項を削り、同表那賀振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グル

ープ」に改め、同部農業振興課の項、林務課の項及び農地課の項を削り、同表伊都振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グループ」に改め、同部農業振興課の項、林務課の項及び農地課の項を削り、同表有田振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グループ」に改め、同部農業振興課の項、林務課の項及び農地課の項を削り、同表日高振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グループ」に改め、同部農業振興課の項、林務課の項及び農地課の項を削り、同表西牟婁振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グループ」に改め、同部農業振興課の項、林務課の項及び農地課の項を削り、同表東牟婁振興局地域振興部の部企画産業課の項中「企画振興グループ 産業・水産グループ」を「企画産業振興グループ」に改め、同部農業振興課の項及び林務課の項を削る。

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第45条、第220条関係)

振興局農林水産振興部のグループ

| 区分            | 課名      | グループ名                   |
|---------------|---------|-------------------------|
| 海草振興局農林水産振興部  | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ        |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |
|               | 農地課     | 指導グループ 整備グループ           |
| 那賀振興局農林水産振興部  | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ        |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |
|               | 農地課     | 指導グループ 整備グループ           |
| 伊都振興局農林水産振興部  | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ        |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |
|               | 農地課     | 指導グループ 整備グループ           |
| 有田振興局農林水産振興部  | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ        |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |
|               | 農地課     | 指導グループ 整備グループ           |
| 日高振興局農林水産振興部  | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ        |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |
|               | 農地課     | 指導グループ 整備グループ           |
| 西牟婁振興局農林水産振興部 | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ        |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |
|               | 農地課     | 指導グループ 整備グループ           |
| 東牟婁振興局農林水産振興部 | 農業水産振興課 | 総務・振興グループ 普及グループ 農地グループ |
|               | 林務課     | 林業振興グループ 森林土木グループ       |

別表第7中

「  
 総務調整グループ 管理グループ  
 用地グループ  
 」を 「  
 総務調整グループ 管理グループ  
 用地グループ 有田海南道路用地  
 グループ  
 」に、  
 「  
 用地第一グループ 用地第二グルー  
 プ  
 」を 「  
 用地グループ  
 」に改める。

別表第8和歌山県税事務所の部自動車税・間税課の項中「自動車・間税グループ」を「自動車・間税グループ 軽油調査グループ」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第22号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第31号リを同号ヲとし、同号ラを同号ワとし、同号ヨを同号ロとし、同号ユ中「による」の次に「第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号ユを同号レとし、同号ミからヤまでを同号ユからルまでとし、同号マの次に次のように加える。

ヤ 第44条の7第1項及び第3項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は当該勧告に係る検査のための検体の採取

第4条第31号マを同号モとし、同号ネからホまでを同号フからメまでとし、同号ヌ中「第50条第3項及び第4項」を「第50条第5項及び第6項」に改め、同号ヌを同号ヒとし、同号ソからニまでを同号テからハマまでとし、同号セの次に次のように加える。

チ 第26条の3第1項及び第3項の規定による検体又は感染症の病原体の提出命令又は収去

ツ 第26条の4第1項及び第3項の規定による検体の提出若しくは採取命令又は当該命令に係る検査のための検体の採取

第4条第31号セを同号タとし、同号クからスまでを同号コからソまでとし、同号キを削り、同号カを同号ケとし、同号オの次に次のように加える。

カ 第15条第3項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は採取

キ 第16条の3第1項及び第3項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は当該勧告に係る検査のための検体の採取

ク 第16条の3第5項及び第6項（第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知又は書面の交付

第4条第34号ウ中「第27条第1項」の次に「（第32条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号に次のように加える。

エ 第32条第1項の規定による誇大表示の禁止に係る勧告又は同条第2項の規定による当該勧告に係る措置をとるべき命令

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。